

# 障がい児のサービス

## 児童の手当

37 ページ～ 43 ページをご覧ください

## 子どもの医療費助成

問合 子育て支援課子どもの手当医療係  
☎ 3579-2374 FAX 3579-4151

### 乳幼児の医療費助成 ①

就学前（6歳になった最初の3月31日まで）の子どもの医療費を助成します。

- 助成の範囲 保険診療の範囲内で自己負担となる医療費（ただし、入院時の食事療養費の標準負担額を除く）

### 子どもの医療費助成 ②

乳幼児医療費助成①終了後から15歳になった最初の3月31日までの子どもの医療費を助成します。

※乳幼児医療費助成①から子ども医療費助成②へ切り替わる際、3月末頃に新しい医療証が送付されます。

※子ども医療費助成②が終了して、心身障害者医療費助成③の対象となる場合は、改めて申請が必要です。心身障害者医療費助成③については、46ページをご覧ください。

- 助成の範囲 保険診療の範囲内で自己負担となる医療費（ただし、入院時の食事療養費の標準負担額を除く）

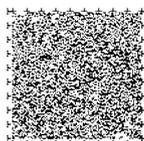
### ひとり親家庭などの医療費助成 ④

18歳になった、最初の3月31日まで（一定の障がいのある場合は20歳の誕生日の前日まで）の子どもと生活をともにしている、下記のようなひとり親家庭などの子どもとその親の医療費を助成します（保護者・扶養義務者の方の所得制限があります）。

- 助成の範囲 保険診療の範囲内で自己負担となる医療費の一部又は全部（ただし、入院時の食事療養費の標準負担額又は生活療養標準負担額を除く）
- 母子・父子家庭、両親のいずれかに一定の障がいのある家庭、子どもが父又は母以外の方に養育されている家庭

17

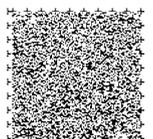
年齢別



# 施設の利用と子どもの相談

## 問合せ 各施設

施設の概要	内 容
<p><b>区立加賀福祉園児童ホーム (児童発達支援センター)</b></p> <p>運営：社会福祉法人同愛会 ☎ 3962-5579 加賀 1 - 7 - 2</p> <p>最寄駅 十条駅・下板橋駅・板橋区役所前駅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの人格・人権を尊重し、幼児としての発達過程に留意しながら、環境や他者との関係の中で個々の発達状況を捉え、適切な発達支援ならびにご家族への支援を行います。</li> <li>●児童発達支援事業 月曜～金曜日 10：15～14：15 (定員 30名)</li> <li>※バス送迎(条件あり)</li> <li>●相談支援事業 障害児支援利用計画作成</li> <li>●基本相談(無料) お子さんの発達等についての電話、面接相談等</li> </ul>
<p><b>東京YWCAキッズガーデン (児童発達支援センター)</b></p> <p>運営：公益財団法人東京YWCA ☎ 5914-1854 坂下 1 - 34 - 25</p> <p>最寄駅 志村三丁目駅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある就学前の子どもに対し、一人ひとりの特性に合った個別支援計画をもとに療育を行い、地域の中で子どもが豊かに育つことを目指し、併せて家族支援を行います。</li> <li>さらに、学童期の子どもたちには、余暇活動・社会体験プログラムを通して様々な可能性をひろげ、将来の社会生活につなげていきます。(定員 30名、バス送迎あり)</li> <li>●児童発達支援事業(2歳～就学前幼児) 通園日 月～金曜日</li> <li>●放課後等デイサービス(6歳～18歳) 通園日 土曜日</li> <li>●相談支援事業 障害児支援利用計画作成</li> </ul>
<p><b>心身障害児総合医療 療育センター</b></p> <p>運営：社会福祉法人 日本肢体不自由児協会 ☎ 3974-2146 小茂根 1 - 1 - 10</p> <p>最寄駅 小竹向原駅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援事業 就学前の幼少障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</li> <li>●整肢療護園(医療型障害児入所施設・療養介護) 主に手足の不自由な子どものための施設で、各種訓練、治療(手術を含む)、看護、生活指導ならびに教育(筑波大学附属桐が丘特別支援学校)を行います。</li> <li>●むらさき愛育園(医療型障害児入所施設・療養介護) 心身ともに重度の障がいをもった子どものための施設で、治療と生活指導を行います。</li> <li>●短期入所事業 自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事などの介護を行います。</li> <li>●特定相談支援事業・障害児相談支援事業 障害福祉サービス等の利用について相談に応じ、「サービス等利用計画」の作成を行います。</li> </ul>



施設の概要	内 容
<p>都立北療育医療センター</p> <p>運営：東京都 ☎ 3908-3001 北区十条台 1 - 2 - 3</p> <p>最寄駅 十条駅、新板橋駅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療型児童発達支援センター（1日あたり40人まで） 6歳未満（学齢前）の肢体不自由児が対象です。母子で週3～4日センターに通い、保護者にも療育の知識や訓練の方法を身につけていただくことができます。</li> <li>●医療型障害児入所施設・療養介護（定員30名） 肢体不自由児を対象とした入園療育では、センターでの集団生活を経験しながら、心と体の成長と発達を促していきます。 ※学齢期の児童は、隣接する北特別支援学校に通学します。</li> <li>●医療型障害児入所施設・療養介護（定員40名） 心身ともに重度の障がいのある重症心身障がい児・者を保護し、治療と生活指導を行います。必要に応じて、機能訓練やレクリエーション活動などを提供し、豊かな生活が送れるよう援助します。 ※学齢期の児童は、隣接する北特別支援学校に通学又は訪問による教育を受けます。</li> <li>●生活介護（1日あたり30人まで） 心身に重度の障がいのある重症心身障がい者がセンターに通い、日常生活動作、運動機能の低下防止、医療的ケアなどを行い援助します。</li> </ul>

上記以外の児童発達支援を行う事業者については、以下のホームページアドレス（「東京都障害者サービス情報」）でもご覧になれます。

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>

### 利用料

原則 1 割負担。ただし、児童福祉法に基づく下記サービス利用者については、満3歳になって初めての4月1日から3年間は無料となります。

※無料となるサービスは、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」です。

※利用料以外（食事代等）の費用は自己負担となります。詳細については各施設にお問い合わせください。

## 板橋区子ども発達支援センター

問合 ☎ 5917-0905 FAX3974-8755

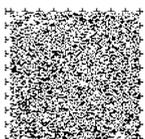
住所：小茂根 1-1-7 最寄駅：小竹向原駅

「言葉が遅い」「かんしゃくを起こすとおさまりにくい」「手先や運動が不器用」「名前を呼んでも気づかないときがある」など、発達に気がかりのあるお子さんについて相談をお受けします（予約制・個別相談）。その他、お子さんへの関わり方などについてお話しする保護者向けの教室やお子さんに関わる区内関係機関の職員の方々への研修などを行っています。

対象：板橋区在住のおおむね15歳までのお子さんとそのご家族など

※週1回、出張専門相談を志村健康福祉センターにて行っております。

上記問合せ先にて予約ができます。



## 育児相談

問合 所管の健康福祉センター（15 ページ参照）

健康福祉センターでは、乳幼児健診などから発達に関する心配があると思われる方に、保健師や心理相談員による相談を行っております。お子さんの発達や行動に気になることがありましたら、随時保健師にご相談ください。

## 就学相談

問合 教育支援センター特別支援教育相談

☎ 3579-2198 FAX 3579-4058

都立特別支援学校、区立小中学校特別支援学級への就学・転学及び STEP UP 教室への入室を希望される方の相談を行っています。

※在学途中に STEP UP 教室への入室を希望される場合は、在籍校に相談してください。

## 教育相談（心理・言語専門相談）

問合 教育支援センター ☎ 3579-2197

成増教育相談室 ☎ 3975-9693

幼児から高校生までのお子さんとその保護者を対象に、「おちつきがない」、「学校を休みがち」、「ことばがうまく話せない」など、教育上のさまざまな悩みについて専門相談員（臨床心理士、言語聴覚士）が、面接による相談を行っています。

※成増教育相談室では言語専門相談は行っておりません。

●面接相談は予約が必要です。

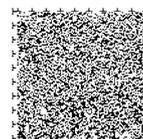
## 放課後等デイサービス事業

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

学校通学中の障がい児を対象に、放課後や学校休業日において生活能力の向上のために必要な訓練及び社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

※事業者情報はインターネットで検索できます。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>



# 65歳以上の方へ

介護保健・高齢者制度の窓口

## 制度一覧 (65歳以上の方)

65歳未満の方の制度一覧は1ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

割引・免除														参照ページ			
都営交通無料乗車券	精神障害者都営交通乗車証	鉄道	民営バス	航空	旅客船・フェリー	タクシー	有料道路	区営有料自転車駐車場	公共駐車場	区立文化・体育施設	都立公園入場料	都立文化施設利用料等	NHK受信料	郵便料金の減額	所得限度額	利用者負担	
21	22	22	23	23	23	23	24	25	25	25	25	25	26	26			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		1級	視覚	身体障害者手帳
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		2級		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		3級		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		4級		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		5級		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		6級		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	2級	聴覚 または 平衡機能		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	3級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	4級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	5級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	6級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	3級		音声・ 言語	
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	4級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	1級	肢体 不自由		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	2級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	3級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	4級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	5級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	6級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	1級	内部		
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	2級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	3級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	4級			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	1度	知的	愛の手帳	
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	2度			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	3度			
●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	4度			
	●		●					●		●	●		△	1級	精神	精神障害者 保健福祉手帳	
	●		●					●		●	●		△	2級			
	●		●					●		●	●		△	3級			
														なし		難病	

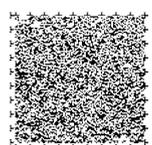
本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

17 年齢別



# 制度一覧 (65歳以上の方)

65歳未満の方の制度一覧は  
1ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

	割引・免除		税の控除・減免							手当	医療						
	NTT電話番号案内	携帯電話	所得税・住民税	自動車税	個人事業税	相続税	贈与税	利子	ニユー福祉定期貯金		特別障害者手当	心身障がい児(者) 歯科診療	難病医療費等の助成	B型・C型肝炎 肝がん・重度肝硬変の医療費助成	高齢者用肺炎球菌予防接種の助成	インフルエンザ予防接種の助成	特定疾病療養受療証
参照ページ	27	27	28	28	29	29	29	29	29	36	48	48	49	49	50	51	
所得限度額					有					有							
利用者負担											有	有	有	有	有	有	
身体障害者手帳	視覚	1級	●	●	△	△	●	●	●								
		2級	●	●	△	△	●	●	●								
		3級	●	●	△	△	●		●								
		4級	●	●	△	△	●		●								
		5級	●	●		△	●		●								
		6級	●	●		△	●		●								
	聴覚 または 平衡機能	2級	△	●	△	△	●	●	●								
		3級	△	●	△	△	●		●								
		4級	△	●		△	●		●								
	音声・ 言語	3級	●	●	△	△	●		●								
		4級	●	●		△	●		●								
		5級	△	●		△	●		●								
	肢体 不自由	1級	△	●	△	△	●	●	●								
		2級	△	●	△	△	●	●	●								
		3級		●	△	△	●		●								
		4級		●	△	△	●		●								
5級			●	△	△	●		●									
6級			●	△	△	●		●									
内部	1級		●	△	△	●	●	●					△	△			
	2級		●	△	△	●	●	●									
	3級		●	△	△	●		●									
	4級		●	△	△	●		●									
愛の手帳	知的	1度	●	●	△	△	●	●	●								
		2度	●	●	△	△	●	●	●								
		3度	●	●	△	△	●	●	●								
		4度	●	●		△	●	●	●								
精神 <small>精神障害者 保健福祉手帳</small>	精神	1級	●	●	△	△	●	●	●								
		2級	●	●		△	●	●	●								
		3級	●	●		△	●	●	●								
		なし															
難病										△							

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

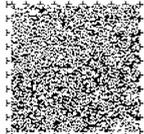
本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

17  
年齢別





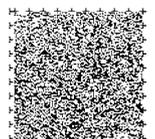
# 制度一覧 (65歳以上の方)

65歳未満の方の制度一覧は  
1ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

	各種相談			在宅						
	板橋区消費者センター	障がい者虐待防止	障がいを理由とする差別に関する相談	住まい探しの相談	住宅情報ネットワーク	家賃等債務保証支援	リフォーム支援	木造住宅の耐震化推進助成	耐震シエルト等設置工事助成	都営住宅の募集案内
参照ページ	85	85	85	87	87	88	88	88	89	90
所得限度額									有	
利用者負担								有	有	
身体障害者手帳	視覚	1級	本文ページをご確認ください	●	△	△	本文ページをご確認ください	●	△	△
		2級		●	△	△		●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
		4級		●	△	△		●	△	△
		5級		●				●	△	△
		6級		●				●	△	△
	聴覚 または 平衡機能	2級		●	△	△		●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
		4級		●	△	△		●	△	△
		5級		●				●	△	△
		6級		●				●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
	音声・ 言語	4級		●	△	△		●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
	肢体 不自由	1級		●	△	△		●	△	△
		2級		●	△	△		●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
		4級		●	△	△		●	△	△
		5級		●				●	△	△
		6級		●				●	△	△
	内部	1級		●	△	△		●	△	△
		2級		●	△	△		●	△	△
		3級		●	△	△		●	△	△
		4級		●	△	△		●	△	△
愛の手帳	知的	1度	●	△	△	●	△	△		
	2度	●	△	△	●	△	△			
	3度	●	△	△	●	△	△			
	4度	●	△	△	●	△	△			
精神	1級	●	△	△	●	△	△			
	2級	●	△	△	●	△	△			
	3級	●	△	△	●	△	△			
	なし	●			●	△				
難病	●			●			●	△	△	

17  
年齢別



## 区の委託相談窓口

### おとしより相談センター (地域包括支援センター)

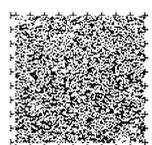
相談時間：月～土 9時～17時  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

住み慣れたまちで、いつまでも安心して生活できるように、高齢者のみなさんを支えるための相談窓口です。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が連携しながら、高齢者のみなさんとそのご家族を総合的に支援していきます。必要に応じてご自宅まで訪問しますので、お気軽にご相談・お問合せください。【相談無料・秘密厳守】

お住まいの地区	担当窓口名称	所在地	電話番号
加賀1・2丁目(1～5番、12～18番)、板橋1・2丁目(1番～17番、22～53番、56～69番)・3・4丁目、大山東町(17番、19番、21～25番、28番、30～55番)	板橋	加賀1-3-1 老人保健施設シルバーピア加賀内	5248-2892 FAX 5248-2897
板橋2丁目(18～21番、54番、55番)、大山金井町、大山東町(1～16番、18番、26番、27番、29番)、熊野町、中丸町、幸町(1～6番)、南町	熊野	中丸町27-11 中丸集会所併設	5926-6566 FAX 3973-3531
加賀2丁目(6番～11番、19番～21番)、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町	仲宿	加賀2-1-1 特別養護老人ホーム加賀さくらの杜内	5944-4611 FAX 5944-4612
大山町、幸町(7～66番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20番、56～60番)	仲町	仲町20-5 仲町ふれあいセンター内	5917-5201 FAX 5917-5202
本町、大和町、双葉町、富士見町 ※常盤台地区の担当窓口は常盤台おとしより相談センターです。	富士見	大和町26-3 大和集会所併設 ※令和4年10月31日に移転しました。	6905-6425 FAX 5943-5061
大谷口1・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3丁目、小茂根1・2丁目	大谷口	向原3-7-8 特別養護老人ホームケアホーム板橋内	5964-5620 FAX 5964-5628
上板橋1～3丁目、常盤台1～4丁目、南常盤台1・2丁目、東新町1丁目	常盤台	常盤台4-36-6 上板橋病院隣り	5398-8651 FAX 5398-8653
清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	清水	泉町16-16 清水地域センター併設	3558-6500 FAX 3558-6501
志村1～3丁目、小豆沢1～4丁目、坂下1丁目(1～26番、28番)、相生町(1番～12番11号、13～16番)、東坂下1丁目	志村坂上	小豆沢1-12-4	3967-2131 FAX 3967-2132
若木1～3丁目、中台1～3丁目、西台1・2丁目(1番～30番4号、41番、42番)・3丁目(1～46番、48～54番)・4丁目	中台	若木1-21-3 特別養護老人ホーム若木ライフ内	3933-8875 FAX 3933-1955
蓮根1～3丁目、坂下1丁目(27番、29～41番)・2・3丁目、相生町(12番12号と13号、17～26番)、東坂下2丁目	蓮根	東坂下2-2-22 特別養護老人ホームいずみの苑内	5970-9106 FAX 5914-6293
舟渡1～4丁目、新河岸1・2丁目、高島平7～9丁目	舟渡	舟渡3-4-8 特別養護老人ホームケアポート板橋内	3969-3136 FAX 3969-3155
前野町1～6丁目	前野	前野町2-30-9 カレッジコート1階	5915-2636 FAX 5915-2697
小茂根3～5丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1～3丁目	桜川	小茂根4-11-11 特別養護老人ホーム東京武蔵野ホーム内	3959-7485 FAX 3959-7438
赤塚1・2・5丁目(1～17番)・6～8丁目、赤塚新町1～3丁目、大門、四葉1丁目(3番10号、4番～31番)・2丁目	下赤塚	四葉2-21-16 老人保健施設エーデルワイス内	3930-1821 FAX 3930-1874
赤塚3・4・5丁目(18～36番)、成増1～4丁目	成増	成増4-14-18 特別養護老人ホームケアタウン成増内	3939-0678 FAX 3939-3510
高島平4～6丁目、成増5丁目、三園1・2丁目、新河岸3丁目	三園	成増5-6-3 サービス付高齢者向け住宅みどりの杜内	3939-1101 FAX 3939-1136
西台2丁目(30番5号～17号、31番～40番)・3丁目(47番、55番～57番)、徳丸1～8丁目、四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))	徳丸	徳丸3-32-28 特別養護老人ホームマイライフ徳丸内	5921-1060 FAX 3933-0805
高島平1～3丁目	高島平	高島平2-32-2 高島平団地1階	5922-5661 FAX 5922-5655

※所在地の移転等を予定している施設もあります。来所される場合には、あらかじめお電話でご確認いただけますようお願いいたします。

17  
年齢別



# 介護保険対象の障がいのある方へ

問合せ 介護保険課 ☎ 3579-2356 FAX 3579-3402  
障がい者サービスについては、各サービスの窓口へお問合せください

## 介護保険について

介護保険は、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で、その人の希望を尊重し、自立した生活を送れるよう、社会全体で支える制度です。

## 介護保険のサービスを受けられる方

- 65歳以上の方（「第1号被保険者」といいます）
  - ・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について、常に介護が必要であると認定された方
  - ・家事や身支度等の日常生活に支援が必要と認定された方
- 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（「第2号被保険者」といいます）
  - ・初老期における認知症、脳血管疾患等、下表の特定疾病によって介護等が必要と認定された方
- 特定疾病（介護保険法施行令第2条で定める疾病）

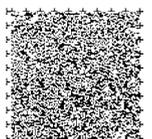
がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）		
関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症	後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症	初老期における認知症	
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病		脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症	早老症	多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症		
脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		

## 65歳以上の方は介護保険制度が優先です。

「障害者手帳所持者」でも「介護保険制度対象の方」は、共通サービス（下表参照）の利用を希望される場合、介護保険の認定を受け、介護保険のサービスを利用することになります。

介護保険サービス名	介護保険サービスの概要	対象者	障がい者制度サービス名
訪問介護 ※1訪問型サービス	ホームヘルパーの派遣	要介護・要支援★	介護給付 (ホームヘルプサービス)
訪問入浴介護 ※2介護予防訪問入浴介護	巡回入浴車が自宅を訪問し、入浴介護	要介護・要支援	訪問入浴サービス
通所介護 ※2通所型サービス	通所による食事・入浴などの介護や機能訓練	要介護・要支援	地域活動支援センター (デイサービス)
短期入所生活(療養)介護 ※2介護予防短期入所生活(療養)介護	施設で一時的に受ける介護		短期入所 (ショートステイ)
福祉用具貸与 ※2介護予防福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす・車いす附属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器</li> <li>・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト</li> <li>・自動排せつ処理装置</li> </ul> ◎要介護1及び要支援1・2の方は、利用できない場合があります。	要介護・要支援	補装具 日常生活用具
特定福祉用具購入 ※2特定介護予防福祉用具購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具・自動排せつ処理装置の交換可能部品・排せつ予測支援機器の購入費の支給</li> </ul>		
居宅介護住宅改修 ※2介護予防住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け・段差の解消</li> <li>・滑りの防止及び移動の円滑化を目的とした床又は通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>その他上記に付帯して必要となる住宅改修費の支給</li> </ul>		住宅設備改善

※1 要支援1・2及び、総合事業対象者(★)の方が利用する際のサービス名称です。  
※2 要支援の方が利用する際のサービス名称です。



## 割引・税の減免

21 ページ～ 29 ページをご覧ください

タクシー、バス、鉄道などの割引や所得税、住民税などの減免があります。

## 東京都シルバーパス

問合せ 一般社団法人東京バス協会 ☎ 5308-6950

満 70 歳以上の都民の方に、申し込みにより都営交通と都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。前年の所得により費用負担があります。満 70 歳になる月の初日（1 日生まれの方は、前月 1 日から）から発行できます。

常設交付場所	交通案内	営業時間	電話番号
国際興業バス 成増駅北口案内所 アリエスビル 1 階	東武東上線 成増駅北口 徒歩 2 分	月～金 14:00～19:00 土・日・祝 10:30～18:00 ※土・日・祝は、14:30～15:30 を除く	3930-1185
国際興業バス 志村営業所	都営三田線 志村三丁目駅 徒歩 3 分	毎日 9:00～20:00	3966-2247
高島平駅 定期券発売所	都営三田線 高島平駅構内	毎日 9:00～20:00	3935-0541
巣鴨駅 定期券発売所	都営三田線 巣鴨駅構内	毎日 9:00～20:00	3949-3997

※「東京都シルバーパス」は区役所・地域センター・区民事務所では扱っていません。

## 特別障害者手当

36 ページをご覧ください

2 つ以上の重度の障がいがある方に手当を支給しています。

## 後期高齢者医療制度への任意加入

問合せ 後期高齢医療制度課 ☎ 3579-2373  
FAX 3579-3402

75 歳（次のいずれかに該当する場合は申請により 65 歳）以上の方を対象とする医療制度です。世帯や所得の状況等によりますが、保険料や自己負担額が有利になる場合がありますのでご相談ください。

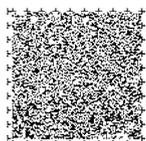
### 対象になる方（次のいずれかに該当）

- ①身体障害者手帳 1 級～3 級と 4 級の一部
  - ②愛の手帳 1 度～2 度
  - ③障害年金 1 級～2 級
  - ④精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級
- 生活保護世帯の方は対象となりません。

## 福祉タクシー券・自動車燃料券の交付

54 ページをご覧ください

対象の方には、タクシー料金の支払いに利用できる福祉タクシー券又は給油料金の支払いに利用できる自動車燃料券のどちらかを交付します。



## 高齢者電話訪問

問合せ おとしより保健福祉センター（11 ページ参照）

高齢者電話相談センターから、電話訪問により定期的な安否確認を行います。

【対象】 65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯の方で、定期的に安否確認を行う必要がある方

【訪問回数】 月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）のうち2日以内

【費用】 無料

## 緊急通報システム機器の設置

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上の高齢者のみの世帯（日中独居世帯を含む）が対象です。

自宅内での緊急時に、専用通報機又はペンダント型通報機のボタンを押すと、民間緊急通報システム事業者のコールセンターに通報され、24時間体制でスタッフが対応します。また、自宅内に生活リズムセンサーを取り付け、過去24時間に検知された活動量が一定量に満たない場合に異常と判断して、コールセンターに通報されます。

緊急時以外にも、健康や医療などについて相談することができます。なお、ご利用にあたっては費用の一部負担があります。

### 利用者負担額

生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯の方	月額利用料	0円
住民税非課税世帯の方	月額利用料	400円
住民税課税世帯の方	月額利用料	1,400円

## 家具転倒防止器具取付費用の助成

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、地震の際に家具の転倒を防止する器具（L字金具等）を取り付ける費用を助成します。限度額を超えた費用は利用者の負担になります。

### 助成額

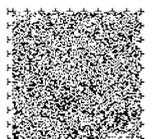
13,500円

## 補聴器購入費用の助成

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上で非課税世帯、聴覚障害による障害者手帳を所持していない方で中等度難聴と医師が判定した場合に、補聴器購入費用の一部を助成します。

助成限度額は20,000円（限度額を超えた部分については自己負担）、助成は1回限りになります。修理経費及び付属品のみの購入や、申請後、交付決定する前に購入した補聴器については対象外です。



## 紙おむつ等の支給

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

介護保険の要介護認定を受けている方で、紙おむつを必要とする常時失禁状態の方に、紙おむつ等を支給します。費用は、無料です（東京 23 区外への配送は送料が有料となります）。

また、入院及び入所（有料老人ホーム・グループホーム等在宅扱い施設）で、病院（施設）指定の紙おむつ等しか使用できない方には、月 5,000 円まで紙おむつ等の費用を現金助成します。なお、要介護度や世帯の最多所得者の所得により支給できない場合があります。また、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯・介護保険の施設サービスを利用中の方は対象になりません。

## 理美容師派遣サービス

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65 歳以上で、介護保険の要介護 3 以上の方（施設入所を除く）に、自宅で調髪を受けることができる理美容券（年 6 枚限度）を支給します。費用は、住民税非課税世帯は一回 500 円、住民税課税世帯は一回 1,500 円、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯は無料です。なお、調髪の際には、介助していただく方が必要となりますのでご注意ください。

## 高齢者等配食サービス事業

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65 歳以上の高齢者が対象で、板橋区の登録配食事業者が食事を届け、利用者の皆様の安否確認を行います。安否確認がとれない際に、緊急連絡先（親族等）へ連絡するとともに、場合により警察や消防へ通報し、状況を区に報告します。

※食費は全額自己負担になります。

## ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク事業

問合 おとしより保健福祉センター（11 ページ参照）

ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・児童委員、おとしより相談センターなどと情報交換を行い、ネットワークの強化を図ります。また、「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、当該名簿を警察・消防や区関係機関へ配付し、緊急時の対応等に活用します。

【対象】原則として 70 歳以上でひとり暮らしの方

【費用】無料

## 高齢者見守りキーホルダー事業

問合 おとしより保健福祉センター（11 ページ参照）

キーホルダーを常に携帯することで、外出先で突然倒れたときなどに、見守りキーホルダーの識別番号により、おとしより相談センター・警察署・消防署が素早く身元を確認し、緊急連絡先（親族等）に繋げることができます。

※緊急連絡先の登録は必須となります。

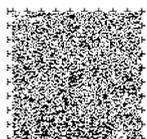
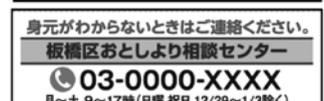
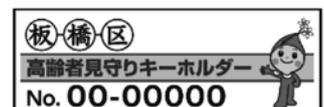
※キーホルダーには、個人情報記載されません。

【対象】65 歳以上の方

【費用】無料

【申込】お住まいの地区を担当する

おとしより相談センター（112 ページ参照）



## 日常生活用具給付

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上で、下記の要件を満たす方が日常生活用具一覧から選んだものを区が給付します（用具一覧についてはホームページまたは電話にてご確認ください）。

一覧に掲載するにあたり各種目には価格限度額を設定しています。

※給付には自己負担金が発生し、限度額内の用具については、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯を除き、住民税非課税世帯の方は1割負担、住民税課税世帯の方は3割負担となります。限度額を超えた額については全額自己負担となります。

※各種目1人1回に限り給付（電磁調理器・電子レンジはいずれか1種類のみ）

用具の種類	対象となる方の要件	備考
空気清浄機	おむつ又はポータブルトイレを使用している方。	要介護認定を受けた方が対象です。
電磁調理器 又は 電子レンジ	認知症等で防火の配慮が必要な1人暮らし（日中のみ1人暮らしの場合も含む）の方。	電磁調理器とは、卓上IH調理器で片手鍋・両手鍋・フライパン・ケトルが付きます。電子レンジは、オープン機能付きを除きます。対象者自身が機器を操作できない場合は給付の対象外です。
シルバーカー	歩行に補助が必要な方で、当該用具を安全に使用できる方。ただし、要介護2以上の認定を受けている方は対象になりません。	手元にブレーキがあり、四輪車で前に押し前進するもの。ただし、介助機能を備えるもの及び介護保険法に定める歩行器は給付の対象になりません。

## 住宅設備改修費の助成

問合せ おとしより保健福祉センター（11ページ参照）

65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方に、住宅設備の改修費を助成します。ただし、工事着工後の申請は出来ません。事前の相談が必要です。

(1) 介護予防住宅改修（助成限度額10万円まで）

手すりの取付け、段差の解消 など

(2) 住宅設備改修

①浴槽の取替え（助成限度額20万円まで）

②流し又は洗面台の取替え（助成限度額15万円まで）

※各限度額内で、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯を除き、住民税非課税世帯は見積額の1割、住民税課税世帯は見積額の3割の自己負担となります。

限度額を超えた額については、全額自己負担となります。

※介護保険制度の要介護認定の判定を受けた方、及びおとしより相談センター（地域包括支援センター）で介護予防が必要と認められた方が対象です。

17

年齢別

